

2026(令和8)年度 入学試験問題  
学校推薦型選抜

法学部 小論文

【注 意】

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 試験時間は9時30分から11時00分まで(90分間)です。
3. この問題冊子は表紙以外に7ページあり、解答用紙は2枚あります。
4. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 解答はすべて解答用紙の解答欄に記入してください。
6. 解答用紙の氏名欄を除き、受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
7. 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問 以下の課題文を読み、問題 1 と問題 2 に答えなさい。

不平等と平等の問題を考えるにあたっては、さまざまなケースや理由づけを区別することが欠かせない。とくに重要なことは、どのような不平等が是正されるべきか、そしていかなる平等がめざされるべきか、ということである。

不平等を是正するものとしては、アファーマティブ・アクション (affirmative action) がよく知られている。「積極的差別是正措置」「ポジティブ・アクション」ともいわれるが、大学入試や公務員採用などにおいて、特定の属性をもつ人びとを優先的に処遇する試みのことである。以降は「AA」と略記する。

代表的なAAとしては、アメリカの医学部入試で黒人の志願者を優先して合格させるというものがある。また近年、日本の理系学部入試でも女性の志願者を積極的に採ろうとする動きがある。過去の不正などに起因する不平等や偏りの是正が目的とされる。

AAの始まりは 1960 年代のアメリカだが、つねに論争的となってきた。優先して合格者を出すとすれば、不合格者がそれに応じて出ることになる。合格者よりも高得点だったにもかかわらず不合格になった人は、不公平だと感じて無理はない。AAと能力主義は緊張関係にある。

最初に、能力主義について補足しておきたい。これはメリトクラシー (meritocracy) の訳語である。メリト (メリット) とは能力や業績に裏づけられた資格のことであり、<sup>メリトクラシー</sup>能力主義とは資格にもとづく選抜や評価を意味する。昔は生まれによって身分や職業が決まっていたが、能力主義の社会ではそのようなことは認められない。その意味ではすぐれて近代的な考えといえる (「能力・業績主義」が精確だが、煩わしくなるため「能力主義」とする)。

言葉として造形されたのは比較的新しく、イギリスの社会学者マイケル・ヤングの『メリトクラシー』(1958 年) によって広まったといわれる。「生まれやコネで評価される社会」よりも「能力や業績で評価される社会」のほうが正義にかなうのはたしかである(ただしヤングは、早くも同書で、能力主義への懸念を表明している)。

能力主義の進展は、社会的流動性の上昇や学歴社会化によって示される。生まれが貧しくても能力があれば恵まれたキャリアへの展望が開かれ、上位の社会階層に

移動することができる。わかりやすい資格は学歴であり、そのため業績主義の社会では高い学歴をめぐる競争が激しくなる。AAが論争をよぶのもそのためだ。

以下では、マイケル・サンデル『能力の専制』（邦題『実力も運のうち：能力主義は正義か？』）を手がかりにして、能力主義について考えてゆきたい。同書の帯には、サンデルの写真とともにキャッチーな問いかけが記されている。「＜努力と才能で、人は誰でも成功できる＞この考え方に潜む問題が見抜けますか？」。このコピーも参考にして、以下のように定式化しておこう。

完全に公正な能力主義：人は誰でも、たとえどのような環境に生まれ落ちたとしても、その努力と才能に見合った成功をする見込みを、社会的に保障されるべきである。

この考えによれば、親ガチャのような問題も次のように解決される。つまり、たとえ親や環境に恵まれなくても、当人がもつ才能と意欲のレベルに応じて成功する見込みを、社会はすべての人びとに対して保障すべきなのだ。

「完全に公正な能力主義」の社会が実現したと仮定してみよう。たとえばこの社会では、貧しい生まれの女性であっても、才能や意欲がすぐれていれば、大企業の社長や総理大臣になることができる。あるいは世界的なアスリートやアーティストとして大成できる。この成功譚そのものは結構なものかもしれない。しかし、この考えにはやはり問題が潜んでいないだろうか。

原理の側面からいえば、もっとも重要な点は、能力主義のいう公正な社会が「平等な社会」とイコールではないことだ。サンデルはこう指摘する。「まず第一に、能力主義の理想にとって重要なのは〔社会的〕流動性であり、平等ではないことに注意すべきである」「能力主義社会にとって重要なのは、成功のはしごを上る平等な機会を誰もが手にしていることだ。はしごの踏み板の間隔がどれくらいであるべきかについては、何も言わない。能力主義の理想は不平等の解決ではない。不平等の正当化なのだ」。

つまり能力主義は、能力があるにもかかわらず逆境で埋もれている人には福音となるが、能力をもたない人には冷酷なメッセージにすぎない。いわば環境のガチャ

は是正するが、能力のガチャは不問とするのだ。たとえばかりに、Aが100、Bが60、Cが20の潜在的能力をもっているとしよう。前提からして、能力主義は比率のとおり分配がなされることを正義と考える。これに対して、三人が等しく60を受け取るならば、総量が同じだとしても不正義となってしまう。

これは単純化したケースだが、「能力」の定義次第ではこうした結果がたやすく導かれる。実際にも、職業や業務による多大な報酬の格差は、それに<sup>デザフ</sup>「値」する能力や<sup>デザト</sup>「功績」への見返りとして正当化されやすい。Aが1万、Bが600、Cが20を受け取るきわめて不平等な社会であっても、能力や功績を正しく反映する（と想定される）限り、正義にかなった社会とされてしまうのだ。

つづいて実際上の問題をみてみよう。いろいろな論点があるが、もっとも問題含みなのは社会を分断化しかねないことである。オバマ元大統領やヒラリー・クリントンのようなリベラル派の政治家は「能力主義による成功のレトリック」に訴えかけてきた。貧しい境遇だったとしても、本人に意欲と能力があれば大学進学をサポートする、といった主張である。

このメッセージにはたしかに妥当な一面もある。能力主義が平等の推進と歩みをそろえることもあるだろう。オバマやヒラリーは、実際、そのようにして道を切り<sup>ひら</sup>拓いてきた。だが先述したように、能力主義は平等と等しくはない。サンデルはいう。彼女らのレトリックは、むしろ能力主義エリートの<sup>おご</sup>「傲り」と非エリートの屈辱を招いてしまったのだ。

エリートはみずからを成功者と考え、非エリートを見下し、テクノクラシー（専門家支配）を推進する。非エリートはみずからを失敗者と考え、エリートや成功者を憎み、そうした負の感情をポピュリストに利用される。いまのアメリカは、あたかもメリットの専制が支配する社会となってしまう。

サンデルがもちだす改善案のひとつが「くじ引き入試制」である。通常の入試では点数順に選抜されるが、このアイデアによるなら、テストの点数は「大学の講義についてこられるか」を判定する足切りにのみ用い、あとはくじ引きで決めればよい。そうすることで苛烈な受験戦争や能力主義の専制への是正を期待できる。

サンデルが教えるハーバードでは2000人の定員に対して4万人以上の志願者がいるが、少なくみても2万人は十分な学力を備えているとされる。ならばそこで足

切りを行い、あとはくじ引きにすればよい。さらにその際、AAのような考慮事項を汲むこともできる。たとえば、マイノリティや親が大卒でない志願者には複数の当たりくじを割り当てる、といった工夫である。

キャッチーにすぎると思われるかもしれないが、くじ引き入試制のアイデアはなかなか興味深い。いわばそれは「運をもって運を制す」試みといえる。ハーバードのような名門校の学生は恵まれた者が多いが、だとすれば選抜の段階でもういちど偶然性を介在させても、それほど不公正とはいえないのではないだろうか。

くじ引き入試制は、異なった手法によるAAの継続とすらいえるかもしれない。

次にロトクラシーについて考えよう。ロト（ロッターリー）とは「くじ」のことで、つまりくじの要素を含むデモクラシーを意味する。サンデルのいうくじ引き入試制の選挙バージョンである。くじで一括して選ぶ場合もあれば、入試のように適格者を選抜したうえでくじを引かせるパターンも考えられる。

大胆にすぎる試みだと思われるかもしれないが、歴史的にみれば、ロトクラシーは古代ギリシアのアテネで実施されていた由緒正しいデモクラシーの構想である。自由と平等を重んじていたアテネの人びとは、市民全員が参加する民会において（女性や奴隷は除外されたが）さまざまな役職をくじで選んでいた。現在の裁判員制度にもつうじる考えである。

最後にひとつ余ったお菓子をめぐって、友達とジャンケンで決めたことのある人は多いだろう。誰にも等しく資格があるような場合、偶然性にゆだねる決め方は理にかなっている。逆にいえば、おいしい思いをするメンバーがつねに決まっている場合、その集団は本当に対等な関係にあるとはいいがたい。くじによる選抜は、支配の不在という意味での平等に根ざした、直接デモクラシーの精神を体現するものなのだ。

対して投票の場合、ランダムにではなくよりすぐれていると思われる候補者に一票を投じる。というわけで、投票による選抜（＝間接デモクラシー、代表制）は、アリストクラシー（貴族制）の要素を引き継ぐものとなっている。しかし、貴族制はしばしば寡頭制（注1）へと劣化してしまう。

日本でも思想家の柄谷行人が20世紀末の時点でロトクラシーに注目している。彼もまた、投票による代表には限界があると指摘する。それではなぜ、普通選挙は

必ずしもうまくいかないのか。理由のひとつは、秘密投票が充分機能しないことにある。誰に投票するか・しないかは重要なプライバシーであり、詮索を免れていなければならない。フランス語では投票ブースをイゾロワール (isoloir) とよぶが、これは意識的につくられた「孤立した場所」を意味する。

しかし会議で無記名投票をする場合、完全に票読みが可能であり、ために工作を促すようなケースも少なくない。あるいは私の故郷のような田舎だと、誰が誰に投票するのかはほぼ共通了解になっている。中途半端な秘密投票はむしろ有権者や政治を浅ましくする傾向がある。柄谷はこのことを、普通選挙実現前夜に書かれた、菊池寛『入れ札』（1921年）の巧みな読解によって示している。

代表制とは、もともと「主人」であるものを、代表者として承認するという手続きではないか。制限選挙の段階では、そのことははっきりしています。大多数が投票権もたないのに、国民の代表者（代議士）がいたのだから。ところが、全員が参加する普通選挙において、そのことが見失われます。全員が参加するのだから、民主主義的であると見える。

普通選挙においても、もともと「主人」であった者が代表者として選ばれてくるだけなのです。ただ、人々は、彼らを自分たちが選んだ代表者だと思い込むだけです。

大規模な選挙になっても、各種の支配が残存していれば、実情はさほど変わらない。むしろ実質は制限選挙であるのに普通選挙のファサード（注2）が被せられることで、既得支配層が偽りの一般性を僭称<sup>せんしょう</sup>することを容易にしてしまう。それゆえ厳密に言えば、ポピュリズムは代表制にのみ存在する。さらに有権者が無力化・分断化されるにつれて弊害も深まる。

これを防ぐためには、政治権力の不平等を是正する必要がある。つまり「秘密投票の機会においてだけ各人を主権者たらしめるのではなく、現実の権力関係の場において各人を主権者たらしめる」システムを導入しなければならない。そのひとつがロトクラシーである。柄谷はサンデルに20年先駆けてくじ引き入試制を提案しているが、企業組織においてもくじ引き制の導入が望ましいとしている。

AAやクオータ制と同様、ロトクラシーについても批判や反論があると思われる。碌でもない人物が選ばれてしまうのではないか、というのが一番の懸念だろう。これについては、入試と同じく一定の足切りをしたうえでくじ引きをすることで、明らかに不適格な候補者を除外することはできる。あえていえば、特定の偏った層だけが政治家になりやすい現状よりもいろいろと改善がみられるかもしれない。

ロトクラシーやくじ引きについては、近年、研究が活発になされてきている。衆議院は変わらず投票で選ぶとしても参議院や地方議会の一部をくじでの選出に切り替える、官僚を含む公務員の一定割合をくじ引き採用制にするといった、さまざまな興味深い提案がなされている。

代議制デモクラシーと比較してロトクラシーは必ずしも劣ったものではない。むしろそれは、政治上の平等を推進する点においてはすぐれてさえいる。もっとも、二つのデモクラシーは対立するというより相補うものだ。重要なのは、投票とくじ、代表制と直接制のバランスをうまく組み合わせることである。

クオータ制に比べるとロトクラシーのハードルは高い。少なくとも「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」(憲法 15 条 3 項)という条文との整合性が問われる。とはいえ、自治体レベルでのパートナーシップ制度の普及が同性婚の合憲性への判断を変化させつつあるように、ローカルな取り組みの積み重ねが選挙制度のあり方にも影響を与えるかもしれない。大学や企業でのくじ引き制の導入はその一歩となりうるだろう。

(注1) 限られた少数者の集団に政治権力が握られている政治形態のこと。古代ギリシアの国家論では、貴族制の墮落したものとされていた。

(注2) 見せかけ、外見のこと。

(田中将人『平等とは何か』による。ただし、出題に際して原文の一部を改めた。)

※ 解答するにあたり、「アファーマティブ・アクション」と記載したい場合に、「AA」と略記してよい。

問題1 課題文を要約しなさい。(340字以内)(150点)

問題2 課題文で登場する「くじ引き入試制」と「ロトクラシー」のそれぞれを導入することについて、あなたの賛否を明らかにし、その理由を説明しなさい。なお、解答するにあたり、現行憲法の実際の条文について考慮する必要はない。(480字以内)(150点)